

若者の雇用確保に政府として全力を挙げることを求める意見書

若者の雇用が異常で深刻な事態である。今春の大卒者、高卒者の就職率はいずれも過去最低である。収入も地位も不安定なフリーターは417万人に上っている。フリーター急増の原因が若者の側にあるものではなく、企業側にあることは内閣府の「国民生活白書」でも明らかである。「白書」は、フリーターの中で「正社員になりたい」と考える人が7割を超えており、90年代後半以降のフリーターの大増は「どちらかといえば企業側の要因が大きい」と分析しているのである。

労働者全体の雇用が最悪の状況にある中で、21世紀の日本を担う若者の雇用問題は、日本社会の存続自体を危うくする重大な問題であり、これを打開するのは政治の責任である。

よって、本市議会は、政府に対し、若者の雇用確保に以下の点で全力を挙げることを求めるものである。

- 1 1995年と2001年を比べると、若者の正社員を中小企業は3万人増やしているのに、大企業は108万人も減らしている。労働時間を短縮し、不払い残業をなくせば、若者の働く場を増やすことができる。大企業に若者の雇用確保を働きかけ、指導するとともに、教育・福祉・医療など深刻な人手不足の現場で、若者が働けるよう対策を強めること。
- 2 若者の失業者やフリーターのために、職業紹介と職業訓練を抜本的に充実し、生活保障つきの職業訓練、奨学金の返還免除を実現すること。
- 3 不安定な身分で働く若者は、低賃金で保障もなく、いつ雇い止めされるかと不安を抱えている。会社が正社員を募集するときには、その会社で働いている派遣労働者やアルバイトから優先的に採用する制度を整えること。
- 4 年々早まる就職活動のために、大学で十分な専門学問を身につけられないことは、本人にとっても、社会や企業にとっても損失である。会社訪問の解禁日など、学業と両立できる就職活動のルールをつくること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 9月25日

三鷹市議会議長 榛澤茂量